

平成28年 第4回土幌町議会定例会

1 議事日程第1号 12月2日（金曜日）午前10時開会

日程番号1		会議録署名議員の指名
日程番号2		会期の決定 (諸般の報告)
日程番号3		行政報告
日程番号4		教育行政報告 (今期議会議案提案理由総括説明)
日程番号5	監報告第1号	例月出納検査報告
日程番号6	議報告第2号	総務文教常任委員会所管事務調査報告
日程番号7	議報告第3号	産業厚生常任委員会所管事務調査報告
日程番号8	議案第1号	財産の処分について
日程番号9	議案第2号	土幌町農業委員会定数条例の全部を改正する条例案
日程番号10	議案第3号	土幌町町税条例等の一部を改正する条例案
日程番号11	議案第4号	土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
日程番号12	議案第5号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号13	議案第6号	土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号14	議案第7号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号15	議案第8号	土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号16	議案第9号	職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
日程番号17	議案第10号	土幌町文化賞表彰条例の一部を改正する条例案

2 出席議員(11名)

1番 細井 文次	2番 和田 鶴三	3番 秋間 紘一	5番 河口 和吉
7番 飯島 勝	8番 出村 寛	9番 森本 真隆	10番 大西 米明
11番 加藤 宏一	12番 中村 貢	13番 加納 三司	

3 欠席議員(1名)

6番 清水 秀雄

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	柴田 敏之	保健医療福祉センター長	山中 雅弘
総務企画課長	瀬口 豊子	会計管理者	土屋 仁志
町民課長	波多野 義弘	保健福祉課主幹	三島 裕子
産業振興課長	高木 康弘	産業活性化担当課長	亀野 倫生
建設課長	増田 優治	道路維持担当課長	佐藤 英明
病院事務長	山下 慎也	特別養護老人ホーム施設長	矢野 秀樹
こども課長	金森 秀文	消防課長	淡中 濟

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	玉堀 泰正	教育課長	辻 亨
学校給食センター所長	鈴木 典人	高等学校事務長	藤村 延

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	細野 幸彦
------	-------

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	寺田 和也	総務係長	藤内 和三
------	-------	------	-------

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	加納議長	ただいまの出席議員は11名です。 なお、6番、清水議員より欠席届が出ておりますので、報告いたします。 定足数に達していますので、ただいまから平成28年第4回土幌町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、出村寛議員及び9番、森本真隆議員を指名します。
2		日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本定例会の会期は、去る11月29日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から12月12日までの11日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これに異議ありませんか。
		(異議なし)
	加納議長	異議なしと認めます。

3

小林町長

したがって、会期は本日から12月12日までの11日間に決定しました。
これから諸般の報告を行います。

閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告
によりご了承承願います。

これで諸般の報告を終わります。

**日程第3、行政報告、町長から行政報告の申し出がありますので、
これを許します。町長、登壇願います。**

本日ここに第4回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位
には年末を控えて何かとご多用の折にもかかわらず出席を賜り、衷心
より厚くお礼申し上げます。

ただいまから本年9月以降現在までの行政の経過について報告申し
上げます。

初めに、TPP、環太平洋パートナーシップ協定についてであります。
昨年10月5日に大筋合意に至っておりました本協定は、今年2月
4日に署名式が行われ、現在各国において協定発効に向けた国内手続
が進められております。協定発効には参加12カ国全てが2年以内に国
内での承認を得るか、承認が得られない場合にはGDPの85%を占め
る参加6カ国以上の手続を終えることが条件とされておりますが、最
大のGDPを有するアメリカの大統領選挙において勝利をしたトラン
プ氏がTPPの枠組みから離脱すると宣言していることから、発効は
絶望的な状況となっております。一方日本においては、TPP協定の
国会承認を求める議案と関連法案が11月10日に開かれた衆議院本会議
で可決され、今国会で承認される見通しであります。TPPにかわる
新たな経済連携協定も取りざたされているところでありますが、安心、
安全な農産物を国民に提供していくことが農業の基本的責務であり、
今後とも農業振興対策本部を中心として、必要な施策の検討、要請を
行いながら、国として将来の食料確保のビジョンを明示することを求
めるとともに、生産者や関係機関の皆様と一丸になり、再生産が可能
な農業経営と生産基盤の強化、安定を図っていく所存であります。

次に、農業共済事業の組織再編についてですが、8月18日に十勝管
内の組織再編を推進委員会に移行し、作業部会を設置して作業を進め
るとともに、それと並行してJA士幌町にも参加いただき、開業によ
る家畜診療に係る事務処理についての協議も進めてまいりました。ま
た、以前から課題となっておりました家畜共済事務費賦課金などにつ
きましては、目下具体的な対応策を検討しており、年内をめどにJA
ほか関係機関とも協議をしながら対応策をまとめる予定で、来年3月
末の再編に向けて本町の事業運営の特色である高い加入率や効果的な
サービスなどが維持できる再編となりますよう協議を重ね、対応して
まいる所存であります。

次に、士幌町地域創造発信拠点施設、新道の駅についてですが、本

年6月より工事に着手し、現在棟上げが終わり、施設本体が姿をあらわし始め、完成に向けて急ピッチで作業を進めているところであります。さらに、帯広開発建設部発注の24時間トイレ建築工事、駐車帯工事、国道241号交差点改良工事も着手され、本格的に全ての工事が進められております。また、指定管理者の商工会では地場産品等販売コーナーでの出品者の公募を行っており、現在9名の希望者が申し出ている状況であります。いずれにしても、道の駅という特性を生かし、町の魅力、とりわけ基幹である農と食の情報発信、町なかや拠点へ誘導するためのサインの役割、国道往来者の休憩施設とあわせ、防災機能や交通情報など道路機能の向上を基本コンセプトとして、町の活性化が図れるよう取り組んでまいりたいと存じます。

次に、平成24年11月20日に全国34町村により活動をスタートした過疎法適用外小規模町村連絡会議の取り組み状況ですが、賛同町村は38町村となり、11月15日に13自治体の町村長が総務省の各関係部局及び自民党過疎対策特別委員会の谷公一委員長に対して支援拡充の要請を行ったところであります。今後も全国の過疎法適用外町村とともに支援要請活動に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、地域おこし協力隊についてですが、9月30日を受け付け期限に、食品の品質管理と新商品開発、地域のPRと情報通信、地域商品の販売促進の各支援員として募集を行ったところ、5名の応募がありました。面接試験を10月末までに実施し、3名の採用を内定したところであり、2名は明年1月1日に、もう一名は同年4月1日に赴任することで準備を進めているところであります。今年1月に着任しました3名の協力隊員同様、今後の活躍を大いに期待するところであります。

次に、平成27年国勢調査人口確定値が10月26日に公表され、人口は6,132人、世帯数は2,479世帯となったところであります。

次に、子ども・子育て会議委員1名が退任され、その後任に10月1日付で委員を委嘱し、同時に開催しました第1回子ども・子育て会議では、さきに策定した子ども・子育て支援計画の進捗状況の報告をいたしました。今後も同会議においては、計画の評価、点検等をいただき、本町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し審議をいただくものであります。

次に、商工業関係であります。土幌町プレミアム商品券発行事業につきましては、年末の第2弾として土幌町商工会において一般10%、子育て20%のプレミアム率で実施中であり、商品券取扱店も町内の商店や事業所等のほとんどで参加をいただいております。使用期間の来年2月末までで発行額6,130万円の効果により、町内での購買がより一層活発になることを期待しております。

次に、収穫作業を終えた今年の農作物の状況ですが、4月から5月

は高温、少雨で推移し、強風によりてん菜の一部圃場で被害の発生がありました。播種作業はおおむね順調に終了したところであります。その後6月からの天候は一転し、降雨、曇天、低温の日が続き、順調に推移していた農作物の生育も停滞し、8月に入り回復の兆しを見せておりましたが、相次ぐ台風の上陸によってスイートコーンやデントコーンの倒伏が発生したほか、大雨の影響による停滞水により収穫作業の遅延や品質低下を誘発しました。収穫終盤を迎えた11月に入ってから、観測史上最も早い積雪に見舞われ、てん菜の収穫作業に影響を及ぼすなど、一年を通じて天候に悩まされる年でありました。本町では、このような中、土幌町異常気象農業災害対策本部を9月2日に設置し、関係機関職員によるバレイショ収穫支援緊急対策を初め、関係機関が協力し、支援対策を講じたところであります。国においても台風被害に対応した各種対策が実施されることとなり、今後有効的な取り組みとして実施できるよう、関係機関と連携の上、取り進めていく所存であります。今年はいずれの作物においても管理作業から収穫作業まで苦労の中での生産となりましたが、農業振興対策本部においては湛水状況等の調査検討を行い、今後の生産基盤の改善に資してまいりたいと存じます。

作物別では、小麦については総収量は10a当たり437kg、製品収量は10a当たり308kgと平年を大きく下回っております。バレイショは、株当たり着粒数は多いものの、1個重がやや小さい傾向にありました。豆類では、低温と少雨による生育停滞が見られ、収量、品質ともに平年を下回り、金時では色流れや発芽粒が多い年となりました。てん菜は、5月の強風被害を受けた圃場での生育不良が見られ、圃場間格差が大きい年であり、西部萎黄病の発生は少なかったものの、褐斑病などの病害の発生も多く、平均収量が5,000kg、糖分は平均で17.0%程度が見込まれております。なお、詳細につきましては、農業振興対策本部がまとめた資料を参照願います。

次に、酪農、畜産関係についてですが、粗飼料生産のうち、牧草の収量については1番草では10a当たり3,049kgと降雨による収穫作業の遅れはありましたが、平年をやや上回り、2番草も天候不順による遅れの影響はあったものの、10a当たり1,623kgと平年の2割増しとなりました。収量合計でも4,672kgと平年を上回る収量となりましたが、乾物収量は平年をやや下回りました。デントコーンについては、生総重量10a当たり5,163kgと平年をやや下回りましたが、乾物収量は1,755kgとなり、平年の1割増しとなりました。

生乳生産動向については、北海道全体で前年対比103%の増産目標を掲げておりますが、相次ぐ台風被害により8月以降伸び率が鈍化し、10月末累計では対前年101.2%にとどまっております。台風被害の影響により粗飼料の品質が悪いことが見込まれ、今後の生乳生産への影

響が懸念されております。本町では10月末累計で前年対比102.4%でしたが、11月以降伸び率が鈍化しており、生産目標の102.8%の達成は難しい状況となっております。肉牛情勢については、枝肉相場は昨年に引き続き堅調に推移していましたが、8月のお盆以降乳用種去勢牛については枝肉相場の高どまりから米国産牛肉へシフトする動きが活発となり、市況は下落傾向となりました。一方、乳用種肥育素牛は出回り不足による素畜費の高どまりが続いております。このため、関係諸対策の柱である子牛補給金は発動されない状況が続き、新マルキン事業は7月以降発動となりましたが、肥育経営においては収支が伴わない非常に厳しい状況が続いております。以上の生産動向にあって、生産額は昨年の市場最高から下回る状況となっております。

次に、農業共済事業の支払い共済金見込みですが、小麦については235戸、6億5,174万円、畑作物ではインゲン127戸、7,935万円、小豆47戸、2,319万円、バレイショ、タマネギ、スイートコーン、てん菜、全相殺大豆については未確定となっております。今後は、共済金を確定して小麦、インゲン、小豆、バレイショ、タマネギ、スイートコーンは12月末にて、てん菜は明年1月下旬に、全相殺大豆は3月下旬の支払い予定となっておりますが、農協との協議のもと、できる限り年内支払いの措置を講じてまいりたいと存じます。

次に、国道241号の整備要望についてですが、北十勝4町国道整備促進期成会の中で、冬期通行の安全確保とあわせて27号から上土幌町界までの区間について道路交通安全対策を要望しております。今年度の工事区間は、15号から17号間のうち660mについて防雪柵の設置工事が実施されたところであります。

次に、国営かんがい排水事業の執行状況については、富秋土幌川下流地区のうち、今年度は富秋排水路1,700mの工事が実施されており、実勝排水路については実施設計を行うこととなっております。土幌西部地区の工事の執行状況は、第10号明渠排水路700mの工事を実施し、14号明許排水路の用地確定測量を完了することとなっております。この国営事業両地区とも、事業の完成により周辺農地への湛水被害が解消され、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する効果が大きいことから、これからも関係機関に対し、事業の早期完成に向け精力的に要請をしてまいりたいと存じます。

次に、多面的機能支払交付金事業は、各保全隊とも地区施設周辺の環境整備と道路の砂利散布などの各種活動が終盤を迎えているところであります。また、明渠排水路の維持保全に係る外部委託などが実施されておりますが、町はこれまで同様保全隊の取り組みを積極的に支援してまいりたいと存じます。

次に、土幌町簡易水道の整備ですが、土幌及び中土幌市街を含む本町の中央部分を縦断する地域に安全で安定的な給水を目的として整備

しております。また、本年度からは道営農地整備事業として土幌北地区を中心とした工事と台風7号の影響で一部断水した箇所の変更工事を実施しています。

次に、建設事業の執行状況ですが、土木関係では、台風により被害を受けた道路及び河川災害復旧工事を含め48件の発注を行っており、このうち金額で約80%の工事について完成しております。土地改良関係では、道営事業の畑総事業3地区の圃場整備と農道整備、新田地区草地整備事業について実施されております。また、町が実施する団体営事業では、上居辺地区の農道整備事業の工事を実施しております。建築関係では、土幌町地域創造発信拠点施設新築工事を含む19件を発注しております。水道事業関係では、これまでに12件を発注したところです。これらの各関係建設事業のうち現在も工事中の事案につきましては、契約工期のとおり年度内に完成させるべく実施中であります。

次に、町内行事であります。10月16日には第17回しほろ収穫祭が穏やかな秋晴れの中開催され、町内はもとより道内各地から大勢の来場者でにぎわいました。恒例のしほろ牛のカットステーキなどの味覚市を初め、ジャガイモの詰め放題など、いずれのコーナーも長蛇の列ができ、好評を得ておりました。また、札幌土幌会会員による子ども縁日の出店やビンゴゲーム大会などが行われ、会場は大いに盛り上がり、土幌産農畜産物をPRすることができました。

都市交流では、11月12、13日に美濃市産業まつりが開催され、私と加納議長が表敬訪問を行ったほか、物産展従事者7名が参加して土幌町をPRするとともに、物産販売では例年同様ポテトチップス、バレイショ、豆類など多くの物産を買い求めていただき、開始早々に完売する商品もあり、大盛況となりました。また、土幌ソーランの会27名も訪問し、華麗な舞いを披露して祭りを大いに盛り上げるなど、今後も姉妹都市としてのきずなをより深めてまいりたいと存じます。11月27日には土幌歌舞愛友会主催による歳末助け合い第2回チャリティー歌舞ショーが開催され、大勢の観客でにぎわいました。また、貴重な浄財を寄附いただきました。

次に、受章関係では、住民の生活環境の整備、教育行政の推進など町議会議員として長年にわたり地方自治の発展に大きな功績を残された土幌南旭区の鎌田貞治郎さんに旭日単光章が授与されました。表彰関係では、美園の横山正弘さんが長年の公平委員会委員としての功績に、実勝の大野准弉さんが長年にわたり統計調査員として国勢調査や各種統計調査に協力された功績により、それぞれ総務大臣表彰を受賞されました。また、北海道統計功労者として、長年協力された清澄の篠原安夫さん、中土幌の小椋和美さんが知事感謝状を受賞されました。

次に、国民健康保険病院の経営状況について報告申し上げます。10月末までの結果であります。初めに患者数については1日平均で入

院では予算48人に対して32.8人、外来では予算83.7人に対して95.0人の実績となっており、予算達成率では入院68.4%、外来113.4%となっております。前年度実績と比較してみますと、入院では7.5人の減、外来では2.4人の増となっております。また、病床利用率の動向については、本年4月から10月までの入院患者が一般病床で3,992人、46.6%、療養病床では3,032人、70.8%、合わせて54.7%となっております。次に、10月末までの収益についてですが、入院では予算額2億738万円に対し1億3,146万円、外来では予算額1億2,194万円に対して9,019万円の実績となっており、予算達成率では入院63.4%、外来74.0%となっております。前年度実績と比較してみますと、入院では4,528万円の減、外来では690万円の減となっております。以上、7カ月間の実績を当初予算及び前年度実績と比較して申し上げましたが、当初予算に対しても入院及び外来とも下回っている状況となっております。

費用の面からは、病院に医療材料調達検討委員会を立ち上げ、コスト削減に取り組んでいるほか、ジェネリック薬品の使用拡大や薬品、診療材料の在庫管理の徹底を継続して行っております。病院事業費用10月末の状況は、給与費では医師の増員と看護師の減員などによる増減があったほか、患者数の減少による材料費の減少などが要因となり、前年比1,420万円の減となっております。

4月に守屋医師、小玉医師を迎えて、再び医師4人体制で診療を行っております。医師の確保には万全を期しながら、町民の皆様にも良質で安心な医療を安定的に提供できるよう取り組みを進めてまいりたいと存じます。今後は、札幌医科大学や管内拠点病院との連携を深め、一昨年設置しました国保病院庁内改革検討委員会で町立病院の改善とあわせ、地域包括ケアプランに基づく医療と介護の連携や新公立病院改革プランなどの検討を行い、町民に信頼される地域医療の提供を目指して病院スタッフともども全力で取り組んでまいりたいと存じますので、議員各位の一層の指導と理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今期議会に上程しております案件は、財産の処分について1件、条例の全部改正1件、条例の一部改正8件、平成28年度一般会計ほか7特別会計、1事業会計の補正予算9件、合わせて19件であります。このほか共済金に係る農業共済事業特別会計の補正予算1件の追加提案を予定しております。それぞれ詳細を説明いたしますので、十分審議をいただき、可決くださるようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

- 4 加納議長 日程第4、教育行政報告、教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。教育長、登壇願います。
- 堀 江 平成28年第4回定例会の開会に当たり、教育行政報告を申し上げます

教育長 す。

初めに、学校教育について報告申し上げます。

本年度の土幌町複式教育研究大会は、10月7日、西上音更小学校を会場として開催されました。研究主題は「自分の考えを持ち、伝え合い、高め合う子どもの育成」と設定し、授業公開と研究協議が行われました。本研究大会は、複式学級における算数科の学年別指導を通して教師の実践力の向上を目指すことを目的に、土幌町複式教育研究会が主催して開催したもので、町内教職員を初め多くの関係者の参加を得て、複式、小規模校における教育活動の実情をごらんいただきました。今後とも教育研究を通して教員が指導力を高め、児童生徒一人一人に応じた教育活動を展開するために、さらに研修を深めていくよう指導してまいりたいと存じます。

次に、平成29年度の新入学児童数の予定は、12月1日現在59名で、本年度より7名増の予定であります。過日、就学時健康診断を実施したほか、教育支援委員会を開催して児童の適性に応じた就学のあり方を協議いたしました。その結果に基づき、今後適切な就学校の指定手続を進めていくことにしております。

次に、平成30年度以降の新入学児童数につきましては、平成30年度43名、平成31年度48名、平成32年度51名、平成33年度50名、平成34年度39名の見込みであります。全小学校の児童数合計では、平成元年度652名でありましたが、平成34年度には半分以下の290名にまで減少する見込みとなっており、小学校の小規模化が進んでおります。教育委員会では、保護者を対象としたアンケート調査を行い、今後の小学校のあり方について議論しているところですが、このほど中間取りまとめを行い、秋季町づくり懇談会等で報告するとともに、意見を聴取し、子供たちの教育環境を最優先に考え、来年2月を目途に最終方針を決定することにしております。

次に、小中学校の文化的活動についてであります。10月1日に開催されました土幌町中央中学校第49回文化祭は、全生徒が力を合わせ、心を一つにしてつくり上げたすばらしいイベントになりました。特に全学級による合唱コンクールは、鑑賞した保護者や町民に多くの感動を与え、生徒の集中力や連帯感、達成感などたくさんの成果を上げることができました。10月29日から11月12日までの各土曜日には、町内7小学校で学芸会、学習発表会が開催されました。各小学校の子供たちは、4月からの学習の成果を堂々と発表し、会場に駆けつけた多くの保護者、町民の皆様から温かな拍手をいただけていました。全児童が力を合わせて取り組んできた演目や日常の学習の成果が披露され、ある小規模校では子供一人一人が主役となって感動的なすばらしい演劇を披露するなど、どの学校も日ごろの教育活動の成果が十分発揮されたものであり、熱心に指導された先生方に対し心から感謝を申し上げ

げるところであります。

次に、十勝管内教育委員会連絡協議会及び十勝中学校文化連盟が主催する十勝子ども大会が11月12日、13日の両日開催され、美術、書道、技術・家庭、社会科、理科などの作品展示が行われましたが、各分野の審査の結果、町内各小中学校から出展した作品359点のうち、特選9点を含む63点が入賞するという好成績をおさめ、書写、書道の部で優秀な成績をおさめた土幌町中央中学校2年、中波明日香さんの作品は来年度の全国大会に出品展示されることになっております。入賞作品は、11月23日から総合研修センターでロビー展を開催し、今も大勢の方々にごらんいただいているところですが、今後とも子供たちの学習成果を広く紹介して、その頑張りを支援していくことといたします。

次に、小学校第5学年と中学校第2学年を対象とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、町内全ての小中学校が参加しております。教育委員会には町内全体の結果、各学校には自校の結果がそれぞれ提供されることになっております。調査結果の提供を受けた後は、町内児童生徒の結果について分析を進め、分析の結果に考察を加え、本町児童生徒の体力、運動能力の現状と課題を町広報紙を通してお知らせすることにしております。各学校では、子供たちの運動の日常化の取り組みの実践を行っていますが、対象学年以外の学年でもこの調査の実技と同様な新体力テストを実施する取り組みを行っているところでございます。

次に、法務省の人権啓発活動地方委託事業の一環として、人権擁護委員や保健福祉課の協力のもと、町内の全小中学校で人権教室が開催されました。10月3日には下居辺、佐倉、上居辺小学校で、今年3月のアジア・オセアニア選手権で金メダルの榮譽に輝いた車椅子陸上選手として活躍されている小西恵子氏が、車椅子陸上と出会ってから挑戦することは楽しいこと、目標があるから毎日があることを知った。皆さんも周りの人に感謝の気持ちを持ち続け、今できる最大限のことをしてと呼びかけていました。10月6日には土幌、中土幌小学校、中央中学校で、幼いときから児童養護施設に預けられ、食堂のテレビで映し出されたボクシングに衝撃を受け、プロボクサーを目指すことになった元日本ライト級チャンピオンの坂本博之氏の話に耳を傾けました。坂本氏は、人は行動一つで夢に近づく。そのためには今できることに一瞬懸命やること、これが積み重なって一生懸命となる。やる気が根気につながり、本気となる。最後に、15年のボクシング人生の中で学んだ熱を持って接すれば、熱を持って返ってくると子供たちに語りかけていました。10月14日は新田、西上音更小学校で、全日本ゴールボール主将の信沢用秀氏が、私はゴールボールと出会って目標が見つかりました。今の目標は東京パラリンピックに出場し、金メダルをとることですと力強く宣言、みずからの障害を克服しながら挑戦し続

ける信沢選手の話に聞き入りました。また、新田小学校では、5、6年6名が体育館に集まり、ゴールボール用のゴーグルを着用、真っ暗な中での歩行体験をしたり、信沢選手に向かってボールを投げるなど、ゴールボールも体験しました。信沢選手は、私は目が見えません。ですから、言葉で伝え合うことの大切さを学びました。皆さんは、友達が困っているときはそれを感じ取って助けてあげてほしいです。中学校に進学するとたくさんのお友達がいます。みんな一人一人違うので、声をかけ合ってわかり合ってほしいですと結びました。学校教育における人権教育については、児童生徒の発達段階に応じて、人権に関する知的理解だけでなく、自分の大切さとともに他の大切さを認めることができる人権感覚を身につけることができるよう、今後も取り組んでまいります。

次に、学校給食について報告申し上げます。学校給食センターでは10月、11月をふるさと給食月間として、地場産のジャガイモ、ミニトマト、ナガイモ、キャベツ、大根、パプリカ、ナガネギ、しほろ牛肉などの農畜産物や食品加工研修センターで製造したヨーグルト、ソーセージ、ベーコン、北海道フーズで製造したコロケ、ポテトチップスなどを学校給食の食材としてメニューに取り入れ、土幌ならではの給食を子供たちに味わっていただきました。

次に、土幌高等学校について報告申し上げます。来年度の生徒募集につきましては、オープンスクール（中学生一日体験入学）を9月16日に実施し、土幌町中央中学校を初め、管内1市11町の17校から中学生50名と保護者16名が参加しました。参加した生徒に食品製造や農場見学体験を、あわせて今年度から在校生の授業の様子を見学してもらうなど、わかりやすく伝えたいところです。また、土幌町中央中学校、上土幌中学校、帯広市内の中学校等の説明会に出向き、生徒や保護者に対して学校概要等を説明し、さらに管内中学校訪問によって帯広市内、音更町を初めとした近郊のまちにも生徒募集活動を実施したところです。さらに、12月5日から16日まで後期公開授業を予定し、ふだんの生徒の様子や授業の内容を理解してもらい、本校の魅力をわかりやすく伝えることにしております。

次に、本年度の海外文化交流事業は、9月24日から11日間の日程で米国コロラド州を訪問いたしました。交流団は3年生9名、引率教諭等2名で、同州オーロラ市のスモーキーヒル高校を訪問しましたが、生徒との交流やホームステイなどを通して米国の風土や生活、文化に触れ、多くの成果を得て無事帰国しました。生徒にとっては、今後の人生において大きな糧になる貴重な体験になったものと思います。

次に、地方創生加速化交付金を活用した農業マーケティング実践学習の一環では、志プロジェクトの活動を発展させ、本校のPR活動をより効果的に行うため、販売用衣装、販促用リーフレットや加工製品

用ラベル等を新たに統一したロゴマークを作成しました。その実践学習として、10月1日、2日の両日、新千歳空港において大勢の観光客を相手に本校で生産される農産物等の販売を行い、消費者のニーズの把握と本校の取り組みをPRしました。また、農と暮らしの委員会女性メンバーが中心となって主催する街中マルシェにおいてもJR帯広駅近郊での販売会に参加させていただき、近年の販売、商品陳列方法など流通について多くを学ぶとともに、本校のPR活動を行いました。その他、しほろ収穫祭、帯広での農業高校食彩フェアなど、町内外での農産物や乳肉加工品等の販売活動も本校のPRの一翼を担っているものであります。

次に、10月26日、27日の両日に大阪府池田市で行われました日本学校農業クラブ農業技術鑑定競技に5名の生徒が出場した結果、フードシステム科3年生の滝本一加さんが見事優秀賞を受賞しました。ふだんの努力と真摯に授業等に取り組む成果が出たものと思います。また、1年生や2年生もこの大会に出場しておりますので、次年度以降も活躍されることを期待しております。

次に、社会教育について報告申し上げます。

11月1日から3日間、総合研修センターで第59回土幌町文化祭を開催し、児童生徒や文化サークル等の作品1,217点が出展され、子ども映画祭、茶席、音楽発表も開催し、入場者に感動と感銘を与えていただきました。各団体や個人は日常の文化活動を通して本町の文化の振興に大きく寄与しており、今後とも自主的な活動が積極的に進められるよう、環境の整備を図っていきたく存じます。

次に、町民文芸誌「ぬぶか」第36号がこのほど刊行され、多くの方々に愛読いただいています。今回は特集テーマを「和」として作品を募集し、短歌、俳句、川柳、回想、随筆、紀行文、町内の児童生徒の作品等多くの作品が寄せられ、読みごたえのあるすばらしい内容となっております。大変ご多用の中、編集作業をお引き受けくださいました星屋委員長を初め編集委員会の方々に深く感謝を申し上げます。

次に、スポーツ関係では、10月10日に町民スポーツの集いを開催し、駅伝競技は32チーム131名と多くの町民が参加して健脚を競いました。この日は、あわせて町陸上競技協会主催のタイムトライアル（146名参加）や走り方教室（23名参加）が開催されたほか、前日の9日には町パークゴルフ協会主催によるパークゴルフ大会（50名参加）も開催され、残り少ない期間となった屋外スポーツを楽しんでいただきました。

次に、後期町民体育祭は、11月20日に小学生のミニバレー大会を開催し、全小学校から21チーム102名が参加し、熱戦が繰り広げられて、会場は大いに盛り上がりました。

次に、間もなく冬季スポーツシーズンを迎えようとしていますが、

町営スケートリンクの造成、管理につきましては例年同様町スケート協会にお願いすることとし、今年度も各種大会を開催する予定となっております。

次に、イベント関係では、和太鼓松村組土幌公演が9月22日に総合研修センターで開催され、プロの迫力ある太鼓の響きで町内外500名以上の聴衆を魅了しました。和太鼓松村組による公演は、昨年度に続き2回目で、土幌高原太鼓愛好会や本別、音更の太鼓保存会も友情出演し、今回は全道一の大きさを誇る室蘭市の太鼓「神（カムイ）」も使われ、会場内は力強い音が鳴り響き、大きな拍手が送られておりました。

次に、10月28日から30日まで、町スポーツ合宿等推進協議会の主催により、しほろスポーツフェスタ2016が開催され、プロ卓球選手の四元奈生美さんが土幌町中央中学校卓球部を対象に卓球教室を行うほか、町卓球協会会員や町内の卓球愛好家が四元選手と対戦形式でプレーを楽しみました。全日本女子バレーボールチームコーチの水野秀一さん、元バレーボール全日本代表選手の佐野優子さん、宝来麻紀子さん、齋藤信治さんは小学生チームの土幌ユニバースを対象にバレーボール教室を、土幌町中央中学校ほか3中学校のバレーボール部による交流大会後にバレーボール教室を行い、日本体育大学講師の森田美雪さんによる高齢者健康教室などが行われ、町内外の子供から大人まで大勢の人が足を運びました。

最後に、今期定例会に教育委員会関係では土幌町文化賞表彰条例の一部改正を町長に提案していただいておりますので、審議の上、可決決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

加納議長 これで行政報告は終わりました。

なお、行政報告に関して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されるようお願いいたします。

ここで、本定例会に提出された議案について理事者からの提案理由総括説明を求めます。副町長、登壇願います。

柴田副町長 それでは、今期定例会に提案をしております議案の総括説明をいたします。

議案につきましては、財産の処分1件、条例の全部改正1件、同じく一部改正が8件、補正予算が一般会計及び特別会計の7件及び1事業会計で全部で9件の合わせて19件であります。

議案第1号 財産の処分につきましては、新道の駅の国が整備する駐車場及びトイレの部分の土地5,804.52m²を帯広開発建設部へ売却するための議案であります。

議案第2号は、農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例案であります。これは、農業委員会等に関する法律が改正されたことによ

り、農業委員の選出は今まで選挙による公選法の方式から議会の同意を要する市町村長の任命制に変更となること及び利害関係を有しない者を入れるために、本町としましては今までの13名にその1名を加えた14名とすることとし、定数条例を全部改正するものであります。

議案第3号 町税条例等の一部を改正する条例案は、地方税法等の改正によるものであり、町税条例の改正では個人町民税の特例適用利子と特例適用配当等に係る課税の特例としまして、これらの所得については分離課税とするものであります。また、特定一般用医薬品等購入に係る医療費控除の特例を創設するものと延滞金の計算期間の見直しをするものが主なもので、あとは引用条項や文言の整理であります。もう一つは、町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、たばこ税の引用条文と文言の整理をするものであります。特に特定一般用医薬品等購入に係る医療費控除の特例は、セルフメディケーション税制とって、健康を自己管理されている納税者に対し、医療用から転用された一般用の薬で医師の処方がなくとも購入できる医薬品を購入した場合の医療費控除を受けられることができる制度が所得税で創設され、それを受けて地方税でも同様に創設するものであります。

議案第4号は、国民健康保険税条例の一部を改正する条例案であります。これも地方税法の改正によるものであり、特例適用利子割等と特例適用配当割の所得が地方税では分離課税としますが、国保税では分離課税ではなく総所得に含めて計算する規定を整理するものであります。

議案第5号から第8号までは、職員、特別職、任期付職員及び議会議員の給与等に関する条例の改正であります。今年の人事院勧告により、給料の0.17%及びボーナスの0.1月分を引き上げる改定であります。給料は今年の4月1日、ボーナスは12月1日にさかのぼってそれぞれ実施するものであります。

議案第9号 職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例案では、働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めていく必要があることから、人事院勧告により一般職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正をされたことから、介護休暇の分割、介護時間の新設及び育児休業等に係る子供の範囲の拡大について改正をするものであります。

議案第10号 土幌町文化賞表彰条例の一部を改正する条例案は、スポーツ賞表彰条例にはスポーツ功労賞の規定がありますが、文化賞にはなかったため、スポーツ賞に準じて功労賞を新設をするものであります。

議案第11号から19号までは予算の補正でありまして、一般会計ほか7特別会計及び病院事業会計の全部で9会計の予算の補正であります。

5	<p>加納議長</p> <p>藤内 総務係長</p>	<p>このほか、農業共済金に係る農作物勘定、畑作物勘定の農業共済事業特別会計の補正予算案を追加の提案をする予定であります。</p> <p>それぞれ議案提案の都度詳細を説明申し上げますので、審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。総括説明といたします。</p> <p>日程第5、監報告第1号「例月出納検査報告」を行います。 職員に朗読させます。</p> <p>監報告第1号。 平成28年12月2日。 士幌町長、小林康雄様。士幌町議会議長、加納三司様。 士幌町代表監査委員、佐藤宣光。</p> <p>例月出納検査報告。 例月出納検査の結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。 例月出納検査報告書。 平成28年度8月分、平成28年9月20日、平成28年度9月分、平成28年10月20日、平成28年度10月分、平成28年11月22日、いずれも佐藤、森本監査委員。</p> <p>下記の関係諸帳簿を調べ、現金出納状況及び現金保管状況につき検査をしたところ、いずれも適正であった。</p> <p>記以下記載のとおりですので、朗読を省略します。</p> <p>以上です。</p> <p>代表監査委員の補足説明があれば求めます。 ございません。</p> <p>これで例月出納検査報告を終わります。</p>
6	<p>加納議長 佐藤代表 監査委員 加納議長</p> <p>藤内 総務係長</p>	<p>日程第6、議報告第2号「総務文教常任委員会所管事務調査報告」 を行います。職員に調査事項及び所感のみを朗読させます。</p> <p>議報告第2号。 平成28年12月2日。 士幌町議会議長、加納三司様。 総務文教常任委員会委員長、加藤宏一。 総務文教常任委員会所管事務調査報告。</p> <p>本委員会は、閉会中に所管事務調査を実施したので、その結果を報告します。</p> <p>総務文教常任委員会所管事務調査報告書。 第1、調査事項。子ども交流センターの運営について。 10ページをごらんください。第5、所感。本町の子ども交流センターは、学童保育と放課後子ども教室及び一般開放を一体化し、士幌小学校児童等の放課後の居場所づくりとしての目的を持って整備され、平成28年度より事業運営されている。この施設の完成により、子供た</p>

ちの安心、安全な放課後の居場所がさらに充実された。

南幌町では、少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能、教育の低下など取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子供たちが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを明確な目的としており、コーディネーターを選任で配置し、地域のさまざまな活動を地域サークルとの連携の中で、郷土文化の伝承や昔の遊びなどを取り入れた地域密着型の活動が印象に残った。

上富良野町では、既存の放課後事業、放課後スクールと放課後クラブの見直しを図り、子供たちが放課後に安全で楽しく安心して過ごせる居場所として新たな放課後事業を実施している。放課後クラブ支援体制は、1年生主体と2年生以上に分け、元小学校校長を社会教育指導員として配置、体制に見合った指導員、支援員、補助員を確保するなど支援体制の充実、強化が図られていた。さらには、公設学童保育では基本的に学習指導は行わない方針だが、クラブ事業の一環として学習タイムを設置、また規律を重んじるなど家庭で過ごすのと同じような放課後の生活の場として取り組んでいた。

両町ともさまざまな活動を通して結果的に子供の学習能力、運動能力を引き出すようなメニューが企画運営され、それらが子供たちの長所を見つけ、伸ばし、意欲を引き出し、その後の学習、スポーツ少年団、クラブ活動につながっており、当町においても教育委員会が主管となり、学童保育とあわせて放課後教室、一般開放にも取り組むことから、単に放課後児童の受け皿のみならず、日課表を作成し、時間のメリハリをつける、学習タイムを設定するなど、基本的な生活習慣を身につけながら多方面にわたっての充実が図られるよう望むものである。また、教育、子育て支援は子育て世代にとって関心があり、放課後の居場所づくりからさらに進み、楽しみながら学力、運動能力、コミュニケーション能力の発達を目指すような取り組みができれば、子育てのしやすい町として移住、定住にもつなげていけるものとする。しかし、子ども交流センターの取り組みは初の事業であり、教育委員会の方針、成果設定等課題も多いと感じた。特に現地視察時に開催されていた放課後子ども教室「キッズイングリッシュ」では、参加児童数に対して指導員も教育委員会から3人の職員が追加されての開催であり、委託している事業者の指導員だけでは対応し切れないと懸念する。今後は、視察した両町のようにコーディネーターもしくは社会教育指導員の配置、指導員等の確保と地域ボランティアの育成が必要と考える。

いずれにしても、円滑な事業運営を展開するために、関係機関との連携により、子供の発達段階に応じつつ、可能性を引き出す場となり、保護者が安心して子育て、教育と仕事等を両立できるよう支援する事

業運営を期待する一方で、子ども交流センターの活動が充実するほどへき地校との格差という問題が発生するのではないかという懸念もあり、住民サービスの公平性という点で一考を要すると感じた。

以上です。

加納議長 総務文教常任委員長の補足説明があれば求めます。
加藤委員長 ございません。

加納議長 以上で総務文教常任委員会所管事務調査報告を終わります。
ここで11時10分まで休憩をしたいと思います。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

7 加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、議報告第3号「産業厚生常任委員会所管事務調査報告」を行います。職員に調査事項及び所感のみを朗読させます。

藤内 議報告第3号。

総務係長 平成28年12月2日。

土幌町議会議長、加納三司様。

産業厚生常任委員会委員長、中村貢。

産業厚生常任委員会所管事務調査報告。

本委員会は、閉会中に所管事務調査を実施したので、その結果を報告します。

産業厚生常任委員会所管事務調査報告書。

第1、調査事項。子育て支援について。

9ページをごらんください。第6、所感。本町で実施している子育て支援施策の6事業を重点に調査を実施した。施策の多くは国、道の制度によるものであるが、本町が上乗せで支援を行っている事業や単独の事業も実施されており、利用者も年々増加している状況である。その中で、特定不妊治療費助成については道の補助が開始される前からの取り組みであり、産後、1カ月児健康診査費助成については道内でも実施している自治体が少ない中での事業であり、充実しているとの評価ができる。しかし、病児病後児保育については、ファミリーサポートシステムにより病後児保育の実施を予定していたが、利用者が安心して預けることができる体制が整わず、実施に至っていない。当面は、音更町の豊川病院が実施する病児保育を利用できるよう検討中であるが、移動距離や利用経費等保護者の負担を考慮すると、早急に土幌町として国保病院や認定こども園など関係機関と協議し、事業を立ち上げるよう検討すべきである。

NPO法人旭川NPOサポートセンターでは、2006年から厚生労働

省が実施する緊急サポートネットワーク事業の道北センターとして事業を実施してきた。しかし、厚生労働省は2008年度で事業を廃止し、2009年度から市町村で行っているファミリーサポート事業を拡充することで安心して育児をしながら働き続ける環境の整備を行うことを各自治体に要請した。これを受けて、1市7町は自治体の事業としてNPO法人旭川NPOサポートセンターに上川中部こども緊急さぽねっと事業として委託し、運営を行っている。利用会員とスタッフ会員は登録制で、サポートセンターは会員同士の相互支援活動のアドバイザー兼コーディネーターを行っている。スタッフ会員はサポートセンターが実施する講座の修了者が登録しており、利用者会員の安心、安全に配慮されている。

鷹栖町では、子育て支援センターを中心に妊娠、出産期から乳幼児期の切れ目のない支援を行っている。鷹栖地区の子育て支援センターは町立鷹栖保育園に接続されており、利便性に配慮され、特に就学前の保護者のニーズに応じた安心、安全な保育サービスの充実を目的に、一時預かり保育、病後児保育も行っている。また、今年度からは子育て支援に関する総合窓口として子育て支援相談室を設置し、子育て相談にも対応している。

子育て支援施策は、人口減少に歯どめをかけるべく重点課題の一つであるが、本町の子育て支援施策は幅広く事業が実施されており、多くの子育て世代が利用しているところである。しかし、病児病後児保育については、女性の社会参加が進み、仕事と育児を両立させている人がふえている一方で、子供の病気時や急な残業、出張等が生じたときの対応で悩む家庭も増加している。今後制度上の条件を満たすために何が必要なのかを整理するとともに、関係機関との連携により事業が実施できることを強く望むものである。また、子育て支援施策を担当する部署が複数であり、情報や問い合わせ、相談窓口が一元化されることで子育て支援サービスの充実が図られると思われるので、あわせて検討を望むものである。

以上です。

加納議長
中 村
委員 長
加納議長

産業厚生常任委員長の補足説明があれば求めます。
ありません。

8

柴 田
副 町 長

以上で産業厚生常任委員会所管事務調査報告を終わります。
**日程第8、議案第1号「財産の処分について」を議題といたします。
朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。**
議案第1号 財産の処分について説明をいたします。
これは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産の処分に関し議決をいただこうとするものであります。

財産につきましては町有地でありまして、現在建設中であります新道の駅の国が整備するトイレと駐車場に係るもので、土地の所在は字士幌西2線134番地1の内です。地目は畑で、面積は5,804.52m²、売買価格は1,276万9,944円、売買目的は公共事業用用地で、売り渡し方法は随意契約、契約の相手方は帯広市西4条南8丁目、支出負担行為担当官、帯広開発建設部長、河畑俊明です。

説明資料の6ページをお開きください。太線の枠内が今回売却する用地でありまして、平成27年に町が取得したうちの約4分の1を国が整備するトイレの用地及び駐車場用地として売却をするものであります。単価につきましては、町が取得したときと同額の平米当たり2,200円であります。

以上で議案第1号の説明といたします。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

9

日程第9、議案第2号「士幌町農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第2号 士幌町農業委員会委員定数条例の全部を改正する条例案について説明をいたします。

これは、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会委員定数を新たに定めるために改正をするものであります。この改正につきましては、委員定数を現在12名のところ、第2条において14名に改めようとするものであります。

説明資料の7ページ、8ページをごらんください。7ページは新旧対照表であります。8ページでございますけれども、まず農業委員会法の改正であります。平成27年9月に改正をされ、本年4月1日から施行されたもので、改正の主なものには農業委員会業務の重点化と農業委員の選出方法の変更であります。

この条例案では委員の選出方法の改正でありまして、改正前のご存じのとおり公職選挙法による選挙により選出される者並びに議会及び推薦団体により選出される方法でありましたが、改正によりまして議会同意を必要とする市町村長の任命によるものとなりました。今回の改正案では、今まで選挙では12名、団体推薦の1名を合わせまして13

名の委員だったものを一般公募により13名を、その他利害関係を有しない1名、合計で14名を任命しようとする案でございます。

選出方法ですけれども、選考の基準といたしまして、委員は原則として半数以上は認定農業者であること、利害関係を有しない者を入れることが挙げられており、そのほか努力目標といたしまして年齢、性別に著しい偏りが無いことが挙げられております。

本町の今後のスケジュールでございますけれども、現委員さんの任期は7月19日までとなっていることから、4月に公募いたしまして、5月に候補者を公表し、評価委員会を実施した後、6月議会において同意の提案を行い、7月に任命の予定となります。

議案に戻っていただきまして、附則ですが、施行時期を公布の日からとし、経過措置では施行されたときの農業委員さんにおいては任期満了の日まで、7月19日まではこの条例が公布されても農業委員の資格を有するというものであります。

以上で議案第2号の説明といたします。

加納議長
大西議員

これから質疑を行います。ございませんか。10番、大西議員。

説明資料の中の選考基準についてという中で、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること、努力規定でありますけれども、選挙の時代から前々から女性委員をとという要望があつて、選挙ということで地域からなかなか女性がうちの町は出ていませんけれども、結構十勝管内でも女性の委員が出てきていますけれども、そういうことは町長、この規定、努力規定ですけれども、配慮するのかどうかお聞きします。

加納議長
小林町長

町長。

従前から農業会議等では女性を入れるということが言われているわけでありましてけれども、現実としてはなかなか管内でも女性が入っているというのは少ないのでありますけれども、農業委員の仕事というのは農地行政とあわせて農村づくりということがあるわけでありましてけれども、現実現在の農業委員会の業務というのはほとんど農地行政にかかわることから、今まではほとんど男性ということなのでありますけれども、努力目標ということでありましてけれども、そこら辺も考慮しながら努力目標として検討はしてまいりたいと思っておりますけれども、農地行政ということからいくとどのくらい入れるのかというのはちょっと難しいのかなと、また議会の選挙とはちょっと違うのかなというふうに思うのですけれども。

加納議長
大西議員

10番、大西議員。

町長の言うのもわからぬわけでない。農政のことだから男性って、男女共同参画がうたわれて久しいのですが、男性でなかったらだめな仕事なんか無いと思うのです。女性だってできるのですよ、こんなもの。それを今みたく町長が農地行政だから男性が多くなるみたいな、

そういう偏った意見をここで言われてしまうと男女共同参画何のためにやっているの、町はとって。だって、農家で男性だけでない、女性もいて成り立っているものですから、女性の意見もやっぱり反映させることが大事だと思う。選挙でやるとなかなか地域の、町長の言うように難しいのだけれども、町長が任命するということになれば、50%は認定農業者ともう決まっているのですから、それ以外のところは考えようが、町長の考え一つで女性の登用はできるのだと思うのです。今までのやつが男性だから男性なのだというみたいな考え方ではだめだと思うのですけれども、もう一回町長にお聞きします。

加納議長

町長。

小林町長

趣旨はよくわかりましたけれども、選出の方法としては地区推薦、団体推薦を受けるということになって、あとそれに利害関係ない人を加えて14名にするということでありますから、今後できる限り選任が、今ゼロなのですから、選任ができるよう努力はしていきたいと思えます。

加納議長

3番、秋間議員。

秋間議員

定数でございますけれども、改正後、政令上限27名で、現在は13名、地区団体一般公募ということで、1名増で計14になっておりますけれども、この1名の増についてどのような考えでふやしているのかお聞きしたいと思います。

加納議長

副町長。

柴田

副町長

今の条例上では12名ということでありまして、そのほか現在農協の、推薦団体農協ということで農協のほうから1名出ておりまして、これで13名となることから全部で13名、それと利害関係のない者ということで1名を追加しまして、14名としようとするものであります。

加納議長

ほかに質問ありませんか。

(なし)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。ございませんか。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

10

[日程第10、議案第3号「土幌町町税条例等の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田

副町長

議案第3号 土幌町町税条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、地方税法等の改正により改正しようとする

るものであります。

説明資料の9ページ、10ページをお開きください。10ページから25ページまでは新旧対照表を載せておりますけれども、9ページの平成28年度税制改正の要旨に改正内容、適用期日等を載せてありますので、こちらのほうで説明をさせていただきます。

初めに、改正案第1条の土幌町町税条例の改正でございますけれども、個人町民税の関係につきまして、1では外国居住者等所得相互免除法の一部改正に伴いまして、特例適用利子等または特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきまして、特例適用利子等または特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額または特例適用配当等の額に係る所得を分離課税とすることとしたものでございます。この改正規定につきましては、平成29年1月1日を施行日とし、平成29年度分以降の個人町民税について適用することとしております。改正条例は、附則第20条の2及び同じく第20条の3の改正であります。

次に、2の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の創設につきましては、セルフメディケーション税制と呼ばれるもので、医療用から転用された医薬品、いわゆる特定一般用医薬品等購入費について所得控除制度が創設されたことに伴い、個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間にこの特定一般用医薬品等の購入費用を年間1万2,000円を超えて支払った場合に、10万円を限度といたしまして1万2,000円を超える額をその年分の総所得金額から控除できることとされたものであります。ただし、従来からあります医療費控除と両方を選択することはできません。この改正規定につきましては、平成30年1月1日を施行日とし、平成30年度分以降の個人町民税について適用することとしております。改正条例は、附則第6条の改正であります。

次に、納税環境関係の3、延滞金の計算期間の見直しでは、国税の徴収猶予制度の改正が行われ、地方税法の改正においても同様の見直しが行われたことに伴い、個人町民税、法人住民税に係る延滞金について減額更正後に増額更正が行われた場合にその間の延滞金は課さないとするもので、この改正の規定につきましては平成29年1月1日を施行日としており、平成29年度分以降の個人町民税について適用することとしております。改正条例は、第19条、第43条、第48条、第50条の改正であります。

次に、その他、4の引用条項及び文言の整理につきましては、地方税法の一部改正により引用条項及び文言を整理したものでございます。

次に、改正案の第2条、土幌町町税条例の一部を改正する条例の一部改正でありますけれども、町たばこ税に関する経過措置についてで

		<p>あります。平成27年改正法附則第6条の改正により、引用条項及び文言を整理したものでございます。この改正規定につきましては、平成29年1月1日を施行日とし、平成29年度分以降の町たばこ税について適用することとしております。</p> <p>以上で議案第3号の説明といたします。</p>
	加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 1		<p>日程第11、議案第4号「土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第4号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この改正につきましても地方税法の改正によるものであります。</p> <p>説明資料の28ページからでございますけれども、ここには新旧対照表を載せてございますけれども、27ページの国民健康保険税改正の要旨で改正内容及び適用期日等を載せてありますので、こちらで説明をさせていただきます。先ほど議決をいただきました町税条例等の一部を改正する条例案におきまして、町民税の課税の特例といたしまして特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額が分離課税といたしましたところでございますけれども、国民健康保険税におきましては所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得については従来どおり総合課税ということで、総所得金額に含めた所得割計算及び軽減の判定を行うものとする改正でございます。この改正規定につきましては、平成29年1月1日を施行日といたしまして、平成29年度分以降の国民健康保険税について適用することとしております。改正条例は、附則第10条から第13条の改正であります。</p> <p>以上で議案第4号の説明といたします。</p>
	加納議長	<p>これから質疑を行います。ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

12・13

14・15

日程第12、議案第5号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第13、議案第6号「土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第14、議案第7号「一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案」、日程第15、議案第8号「土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案」、以上4件を関連議案とし、一括議題といたします。

朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。

柴田副町長

それでは、議案第5号から第8号まででございますけれども、本年度の人事院勧告による給与等の引き上げによるものでありますため、一括して説明をしたいと思っております。

本年度の人事院勧告で本町にかかわるものの内容でございますけれども、民間給与との較差0.17%を埋めるために給与表の改正とボーナスを0.1月分引き上げるものでございます。

まず、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部改正ですが、説明資料の30ページをお開きください。一般職につきまして、ボーナス分の改定につきましては勤勉手当を年間で0.1月分引き上げるもので、これは第15条及び附則第8条を改正するものであります。

第15条第2項第1号では、一般職で夏と冬の勤勉手当をそれぞれ100分の80から85に0.05ずつ引き上げしまして、0.1月分の引き上げとなるものでございます。

第2号では、任期付職員について100分の37.5から40に0.025月で、それぞれで0.05カ月分の引き上げとするものでございます。

附則の第8条は、特定任期職員に対するものでありまして、本町にこの該当する者はありませんので、説明については省略をさせていただきます。

31ページからは給料表の改定であります。400円から1,500円のアップでございます。若年層に厚く配分することとなっております。平均では0.17%のアップでございます。

議案の18ページに戻っていただきまして、附則であります。まず、施行期日でありますけれども、給料表の改定によるものが本年の4月1日に、勤勉手当の改正につきましては12月1日にさかのぼり適用するものであります。

2の勤勉手当に関する特例でございますけれども、既に6月分については支給済みでありますので、今回の12月に支給する勤勉手当に限り、一般職では0.05カ月分、任期付職員では0.025月分を12月に合わせて支給するための附則であります。

3は、今まで支給された給料は改正後の規定による給与の内払いと

する規定でございます。

次に、議案第6号 土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案でありますけれども、これも一般職と同様に期末手当を0.1月分アップするものであります。

説明資料の新旧対照表は、37ページに載せてあります。

附則でございますけれども、一般職と同様の改定でありますので、説明については省略をさせていただきます。

議案第7号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案ですが、給料月額の変更であります。

説明資料の38ページをごらんいただきたいと思っております。1号から6号給までそれぞれ1,000円アップの改定であります。

議案に戻っていただきまして、附則でございますけれども、施行期日及び給与の内払いにつきましては先ほど説明をしたとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。なお、期末手当については議案第5号の中で改定をしております。

次に、議案第8号 土幌町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案ですけれども、同じく期末手当を0.1月分アップするものであります。

新旧対照表につきましては、39ページのほうに載せてございます。

施行期日及び報酬の内払いに係る附則につきましては、今までの説明と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第5号から第8号まで、今年の人事院勧告による給与の改定についての説明とさせていただきます。

加納議長 これから一括して質疑を行います。ございませんか。
(な し)

加納議長 質疑を終わり、一括して討論を行います。
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第6号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第7号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
(異 議 な し)

	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>これから議案第8号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
16	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p style="color: blue;">日程第16、議案第9号「職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p style="color: blue;">朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第9号 職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>これは、近年少子高齢化の進展に伴いまして育児や介護と仕事の両立を支援していくため、家族形態の変化やさまざまな介護の状況に柔軟に対応ができるよう、民間労働法制の見直しが行われている中、公務員についても働きながら育児や介護がしやすい環境整備を進めていくため、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正について人事院が勧告をいたしました。これに伴いまして、介護休暇の分割、介護時間の新設及び育児休業等に係る子供の範囲を拡大することについて改正をするために条例を改正をしようとするものであります。</p> <p>この主な改正内容でありますけれども、介護休暇は3回まで分割して取得することを可能にすること、介護時間は1日2時間までとし、最長3年までとすること、育児休業に係る子の範囲を特別養子縁組の監護期間中の子供までと子の範囲を拡大したことが主な内容であります。</p> <p>最初に、第1条の改正でございますけれども、説明資料の40ページをごらんください。第4条の3の第1項及び第2項は、特別養子縁組の監護期間中の子を追加するものであります。</p> <p>41ページの第7条には休暇の種類に介護時間を新設するもので、第12条では介護休暇を取得する場合3回を超えず、かつ6カ月を超えない範囲とすること、第12条の2は新設した介護時間の規定であり、最長3年間、1日2時間を超えない範囲とし、この休暇については無給とするものであります。</p> <p>次に、第2条で同じ条例を改正するわけでございますけれども、施行時期が異なるために、このように2条立てで改正をするものであります。</p> <p>説明資料は43ページであります。改正の内容は、第4条の3中、最初の「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に引用条項を改め、右側の現行欄で、「里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」、アン</p>

	<p>ダーラインちょっと途切れているところがあるのですけれども、里親から希望している者までを児童福祉法の一部を改正する法律の改正によりまして、改正案の左側です。アンダーラインの途切れた部分ですけれども、「養子縁組里親である職員に委託されている児童」に改めるため、このアンダーラインの部分だけを改めるものでございます。</p> <p>議案に戻っていただきまして、施行時期でありますけれども、第1条につきましては平成29年1月1日であります。第2条につきましては児童福祉法等の一部を改正する法律の施行日が平成29年4月1日であるため、その日からの施行というふうになります。</p> <p>経過措置でございますけれども、第12条の介護休暇を既に取得している者であっても改正後の規定を6カ月経過する日まで適用することとするものでございます。</p> <p>以上で議案第9号の説明といたします。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
17	<p>日程第17、議案第10号「土幌町文化賞表彰条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、理事者の説明を求めます。副町長。</p>
柴田副町長	<p>議案第10号 土幌町文化賞表彰条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>これは、文化賞の中に文化功労賞を新設するため、改正しようとするものでありまして、説明資料の45ページをお開きください。</p> <p>第2条第2項に土幌町文化功労賞を追加するものでありまして、下段に参考にスポーツ賞の条文を載せてございますが、スポーツ賞の中にはスポーツ功労賞の項目がありますけれども、上の文化賞にはなかったということで、功労賞を文化賞にも追加、新設をするものであります。</p> <p>以上で議案第10号の説明といたします。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。</p>

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異 議 な し)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

次回は12月8日午前10時から再開します。

本日はこれで散会いたします。

(午前11時50分)